

令和元年度における優越タスクの取組状況

第1 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成21年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

1 効率的な処理

- (1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことで事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

- (2) 令和元年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約39日であった（前年度は約48日）。

2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

さらに、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行っているところ、関係事業者の取引先事業者からのヒアリングにおいて取引環境の改善がみられ、過去の注意による効果が確認できている。

また、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者グループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善が図られたものもあった。

第2 処理の状況

1 処理概況

優越タスクにおいて、令和元年度に警告1件、注意29件を処理した。

2 警告の概要

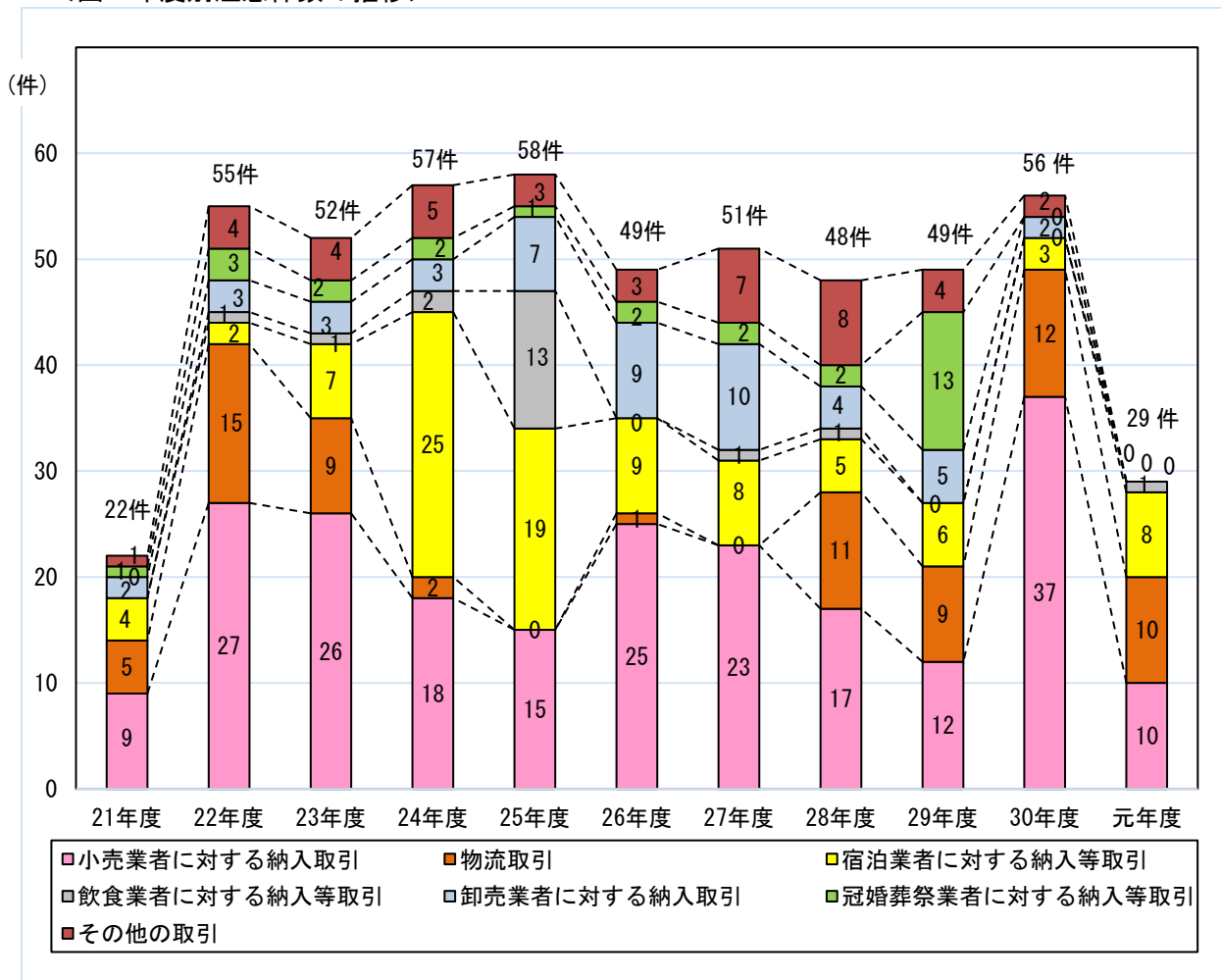
建築用金物等の卸売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について審査を行い、警告を行った。

丸井産業株式会社は、遅くとも平成27年5月以降平成31年2月までの間、次の行為により、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭を提供させていた疑い。

- (1) 納入業者のうち171社に対し、自社の社員旅行の費用の一部に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。
 - (2) 納入業者のうち19社に対し、自社の営業担当者への報奨金等に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、毎月の仕入金額に一定率を乗じて得た額の金銭を提供させていた。
- (令和元年5月15日 警告)

3 注意の件数及び内容

＜図：年度別注意件数の推移＞



(1) 注意を行った29件を取引形態別にみると、前図のとおり、小売業者（ドラッグストア、ホームセンター等）に対する納入取引及び物流取引がそれぞれ10件と最も多く、次いで宿泊業者に対する納入等取引が8件、飲食業者に対する納入等取引が1件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が20件中9件と最も多く、次いで「購入・利用強制」と「返品」がそれぞれ4件となっている。

また、物流取引については、「支払遅延」が26件中7件と最も多く、次いで「その他経済上の利益の提供の要請」が6件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「協賛金等の負担の要請」が14件中7件と最も多く、次いで「購入・利用強制」が5件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」が11件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」と「その他経済上の利益の提供の要請」がそれぞれ9件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者に 対する 納入取引	物流取引	宿泊業者に 対する 納入等取引	飲食業者に 対する 納入等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	4	1	5	1	0	11
協賛金等の負担の要請	0	0	7	0	0	7
従業員等の派遣の要請	9	0	0	0	0	9
その他経済上の利益の 提供の要請	1	6	2	0	0	9
返品	4	0	0	0	0	4
支払遅延	0	7	0	0	0	7
減額	2	5	0	0	0	7
取引の対価の一方的決 定	0	2	0	0	0	2
不当な給付内容の変更 及びやり直し	0	5	0	0	0	5
その他	0	0	0	0	0	0
合計	20	26	14	1	0	61

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(29件)と行為類型の内訳の合計数(61件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) ドラッグストアを営むAは、納入業者に対し、事業遂行上必要としないクリスマスケーキ及びカタログギフトの購入を要請していた。
- (2) ホームセンター等を営むBは、納入業者に対し、自社が取り扱う季節商品等及びグループ会社を取り扱うイージーオーダースーツ等の購入を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (3) ドラッグストアを営むCは、新規開店、改装開店又は閉店に当たり、医薬品、化粧品、食品、日用雑貨等の納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、派遣を受けた納入業者の従業員等に対して、Cがあらかじめ一律に定めた日当を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (4) ホームセンター等を営むDは、新規開店や改装開店に当たり、食料品、日用品等の納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、派遣を受けた納入業者の従業員等に対して、Dがあらかじめ一律に定めた日当を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (5) スーパーマーケット等を営むEは、新規開店及び改装開店に当たり、納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、派遣を受けた納入業者の従業員等に対して、弁当及び飲料を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

返品

- (6) ドラッグストアを営むFは、取引開始時に個々の商品ごとに納入業者と返品の可否について協議し、納入業者から返品可と同意を得た商品を返品していたが、納入業者との協議において定めたのは納入業者が負担する送料等のみであり、返品の特定期間や数量等の条件については何ら定めることなく返品していた。
- (7) ホームセンター等を営むGは、納入業者に対し、買取条件で取引している商品の返品について、返品前にあらかじめ納入業者の同意を得ていたものの、商品の返品

によって納入業者に通常生ずべき損失を負担せずに返品していた。また、返品条件付きで取引している季節商品について、商品の購入に当たって販売期間、返品時の送料負担等の条件について合意していたが、返品数量の上限について取り決めていなかった。

その他経済上の利益の提供の要請

- (8) ホームセンター等を営むHは、納入業者に対し、毎年実施する創業祭で行う抽選会の景品とする物品の提供を要請していた。

減額

- (9) ホームセンター等を営むIは、納入業者に対し、賞味期限が近くなった商品を値引きして販売する際に、当該商品の値引き分の負担を要請し、当該金銭を支払代金から減額していた。
- (10) ホームセンター等を営むJは、納入業者に対し、棚落ち商品、消費期限が迫った商品等を値引きして販売する際に、当該商品の納入価格の引下げを要請し、納入業者が本来負担する必要のない値引き分を負担させ、支払代金から減額していた。

2 物流取引

支払遅延

- (1) 各種商品卸売業を営むKは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、①書面による合意を得ることなく、又は、②前営業日に支払うことで合意しているにもかかわらず、それぞれ、翌営業日に支払っていた。また、物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、支払担当者の事務処理遅れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに保管料金を支払っていなかった。
- (2) 住宅建材の卸売業を営むLは、運送業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、あらかじめ書面による合意を得ることなく、翌営業日に支払っていた。
- (3) 建設業を営むMは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者からの請求が遅れた場合に、督促等を行うことなく、あらかじめ定めた支払期日より後に支払っていた。また、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、一部の物流事業者との間であらかじめ書面による合意を得ることなく、翌営業日に支払っていた。

減額

- (4) 建設業を営むNは、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注後に物流事業者が請求額の千円未満の金額を切り捨てて請求（端数処理）してきた場合には、当該

請求額を支払っていた。また、あらかじめ物流事業者から書面による合意を得ていないにもかかわらず、「出精値引」と称して一部の物流事業者に対する支払金額から一定割合の金額を差し引いて支払っていた。

- (5) 建設機械器具の賃貸業を営むOは、運送業務を委託する物流事業者に対し、運送費等を物流事業者を支払う際に振込手数料を支払金額から差し引くことについて書面による合意を得ていたものの、一部の物流事業者に対する支払金額から振込手数料相当額を上回る手数料を差し引いて支払っていた。
- (6) その他の卸売業を営むPは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、配送費等を物流事業者を支払う際の振込手数料について、あらかじめ物流事業者から書面による合意を得ていないにもかかわらず、支払金額から振込手数料相当額を差し引いて支払っていた。

不当な経済上の利益の提供要請

- (7) 建設機械器具の賃貸業を営むQは、運送業務を委託する物流事業者に対し、Qが取り扱う商品を1か所にまとめる追加作業を行わせているにもかかわらず、あらかじめこれらの作業に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。
- (8) 住宅建材の卸売業を営むRは、運送業務を委託する物流事業者に対し、営業所において建築資材等を積み込む際の検品作業、トラックへの積み込み作業及び指定販売先において建築資材等の取卸し作業を行わせているにもかかわらず、あらかじめこれらの作業に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。
- (9) 食品の製造業を営むSは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、顧客が指定する倉庫等への積み下ろし作業等を行わせているにもかかわらず、あらかじめこれらの作業に係る費用の支払いについて物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (10) 住宅建材の卸売業を営むTは、運送業務を委託する物流事業者に対し、道路混雑等の都合により配送予定の建築資材等が営業所に納品されないなどの理由から、物流事業者を営業所に1時間程度待機させているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を適正に支払っていなかった。
- (11) 建設機械器具の賃貸業を営むUは、運送業務を委託する物流事業者に対し、現場の都合により、物流事業者を納品場所に待機させているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を適正に支払っていなかった。

取引の対価の一方的決定

- (12) 各種商品卸売業を営むVは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、保管料金の商談時に、物流事業者との間で十分な協議を行うことなく、同業他社の保管料金に合わせるよう要請していた。

購入・利用強制

- (13) 建設機械器具の賃貸業を営むWは、運送業務を委託する物流事業者に対し、事業遂行上必要としない商品の購入を要請していた。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業等を営むXは、納入業者に対し、Xのホテル等で利用できる商品券及びXが営むビアガーデンのチケットの購入を要請していた。
- (2) 宿泊業等を営むYは、取引先事業者に対し、事業遂行上必要としないYのホテルで開催するクリスマスディナーショーのチケット、料理イベントのチケット、クリスマスケーキ及びお節料理の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (3) 宿泊業等を営むZは、納入業者に対し、算定根拠、使途等を明確にせず、「割り戻し」と称して、毎月、取引額に一定割合を乗じて算出した額の負担を要請していた。
- (4) 宿泊業を営むAAは、取引先事業者に対し、AAのホテルで開催するブライダルフェアにおいて、当該フェアの経費等に充てるため、協賛金の負担を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (5) 宿泊業を営むABは、取引先事業者に対し、ABのホテルで開催するブライダルフェアにおいて、当該フェアに使用する物品の提供を要請していた。